

令和 2 年 4 月

遊佐町農業委員会第 1 回総会議事録

1. 開催日程 令和 2 年 4 月 24 日（金） 午後 6 時 00 分～午後 6 時 30 分
2. 場 所 遊佐町役場 1 階 議事所
3. 会議に付した議案

- 報告事項 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
- 報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
- 報告事項 3 賃借料の変更通知書の受理について

議第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 14 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	齋藤勝広	2	三浦祐輝			4	高橋敬
5	小松正志	6	今野忠勝			8	菅原幸男
9	鈴木一弥	10	榊原一男	11	高橋正樹	12	大谷進一
13	石垣建	14	鈴木寿一	15	伊原ひとみ	16	佐藤充

5. 欠席委員 (2 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
3	荒生あや子	7	小野寺一博				

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

8. 事務局出席者 (3 名)

佐藤啓之事務局長、太田英敦係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

<p>事務局長</p>	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 4 月定例会を開催します。 はじめに、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰委員長よりお願いします。 (10 番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
<p>10 番榊原一男委員</p>	<p>本日の出欠状況について報告いたします。 欠席委員 2 名、出席委員 14 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 以上報告を終わります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>お晩でございます。忙しい中大変ご苦労様です。今年の天気は雪がないせいか、晴れた日が少ないということで、田んぼが意外と乾かないような状況でありましたので、来週からは少し良くなるんじゃないかと思っております。忙しい中でありますので、農機具による事故に気をつけて作業の方向いましょう。 今やはり新型コロナウイルス感染ということで、今日も 1 名が南陽市で出ました。66 名が山形県となっております。昨日の新聞、テレビ等で、岡江久美子さんも 63 歳で亡くなったということで、かなりかかってしまうときついかなって。遊佐町の方はなんとかいないということで、酒田は 3 名ということで、この辺はいないんでありますけれども、やはりマスク等をつけてまして、自分のことは自分で管理していきましょう。 それから野菜の方ですけれども、大根と白菜の方は意外と値段がいいのですが、その他は全部下がっているという情報があります。畑の方ですが、学校給食とか、学校が動かなければそれではいけないということで、野菜作りの方は大変苦労していると聞いております。早く収束すればいいと思います。 それでは、今日の慎重審議よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、どうもありがとうございました。 冒頭事務局の方からコロナ対策のためにこのような状況の開催となった事のお詫びございましたが、町の方でも毎朝の検温と、マスクの着用義務付けられております。マスク付けたままの進行、ご容赦願いたいと思います。 それでは早速会議の方に入りますが、会議の議長は遊佐町農業委員会会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 〈異議なしの声〉 では 9 番鈴木一弥委員、10 番榊原一男委員をお願いします。 なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。 始めに、報告事項について、事務局より説明願います。</p>

	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(報告事項、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>説明いたします。総会議案書の2ページからご覧ください。</p> <p>報告事項1. 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計4件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。補足説明資料は、1ページをご覧ください。</p> <p>個別に説明させていただきます。</p> <p>番号1 計15筆、34,190.61㎡</p> <p>番号2 計10筆、20,396㎡</p> <p>番号3 計7筆、9,251.60㎡</p> <p>最後に、</p> <p>番号4 計3筆、399㎡</p> <p>続きまして、報告事項2. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について、農地法第18条第1項第2号、農地の引き渡し期限前、6箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかなため、通知受理のみで足りる内容となっております。</p> <p>個別に説明します。</p> <p>番号1 計27筆、32,327㎡。</p> <p>借人は以前、地域おこし協力隊として活動していた方です。新規就農を行う際、本人の希望で申請地のある地区に農地を借りたいということでしたので、当時の借人の了承の上 所有者と前借人の契約を解約し、借人が借人となる契約を結びました。契約の内容としては、単価は田が5,000円、畑が2,000円で、期間は5年間の契約でした。</p> <p>今回賃貸借契約が解約となった理由は、借人の体調が悪化し、借入地を管理することが難しくなったためです。</p> <p>今後は、畑である4筆を除いて、以前の借人が借り手となります。詳細は議第1号(2)番号3で説明します。</p> <p>続きまして、</p> <p>番号2 計3筆、5,665㎡。</p> <p>解約は借人の希望によるものです。借人の体調面からこれまでと同様に管理していくことが難しくなったため、解約となったそうです。今後は第三者が相対で耕作し、相続登記後はその方が売買で取得する予定だそうです。</p> <p>最後に、</p> <p>番号3 計1筆、3,001㎡</p> <p>第三者に利用権設定を行うため、解約するものです。</p> <p>詳細は議第1号(2)番号1で説明しますが、借人の耕作不便のため契約を解約するものです。</p> <p>続きまして、報告事項3. 賃借料の変更通知書の受理について、すべて農地中間管理機構を介した契約の賃借料変更です。</p> <p>番号1-1、1-2から6-1、6-2の借人は同一人です。単価を15,000円に変更するものです。</p>

	<p>番号 1-1、1-2 と 2-1、2-2 の貸人は同世帯です。</p> <p>番号 1-1、1-2 計 2 筆、11,426 m²</p> <p>番号 2-1、2-2 計 1 筆、2,038 m²</p> <p>番号 3-1、3-2 計 1 筆、1,947 m²</p> <p>番号 4-1、4-2 計 1 筆、2,970 m²</p> <p>番号 5-1、5-2 計 2 筆、2,691 m²</p> <p>番号 6-1、6-2 計 2 筆、8,876 m²。</p> <p>続きまして、7-1、7-2 から 9-1、9-2 の借人は同一人です。こちらも単価を 15,000 円に変更するものです。貸人はすべて同じ集落の方です。</p> <p>番号 7-1、7-2 計 2 筆、2,138 m²</p> <p>番号 8-1、8-2 計 5 筆、11,800 m²</p> <p>最後に、</p> <p>番号 9-1、9-2 計 10 筆、13,602 m²</p> <p>報告事項についての説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、高橋正樹副委員長より報告をお願いします。</p>
	(11 番高橋委員が挙手し、議長が指名する)
11 番高橋正樹委員	<p>4 月 17 日に、202 会議室で委員 7 名中 6 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 1 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、議第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 1 頁をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1) 所有権移転は、今回申請がありませんでした。(2) 利用権設定は新規設定が 4 件、再設定が 14 件となっております。</p> <p>計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>(2) 利用権設定について、</p> <p>番号 1 計 1 筆、3,001 m²</p> <p>単価は 10,000 円、期間は 4 年 4 ヶ月です。新規に設定です。</p> <p>申請地はこれまで第三者が借人でした。貸人の他の田についてもその方が借り手として耕作しております。今回、これまでの契約を解約して新規に利用権設定となった理由は、前借人の希望によるものです。申請地が他の耕作地から離れた場所にあり、耕作が不便なため、申請地の隣の土地を</p>

耕作している借人をお願いすることになったとのことでした。

期間が年単位ではない理由は、借人が借りている他の貸人の契約と終期をあわせてためです。

続きまして、番号 2 と 3 の借人は同一人です。

番号 2 計 3 筆、4,000 m²

単価は 6,000 円、期間は 10 年です。同一人と再設定です。

番号 3 計 23 筆、31,666 m²

単価は 3,000 円、期間は 3 年です。

これまでは第三者が借人でしたが、その方が体調面から耕作することが難しくなったため、契約を解約し、以前の借人に利用権を設定するものです。

続きまして、番号 4 から 7 は同一人と再設定です。番号 4 と 5 は貸人、借人とも同じ集落の方です。

番号 4 計 3 筆、4,839 m²

単価は 2 筆が 15,000 円、1 筆が 3,000 円です。期間は 5 年です。

番号 5 計 10 筆、17,025 m²

単価は 18,000 円、期間は 2 年です。

番号 6 計 1 筆、1,559 m²

単価は 17,000 円、期間は 5 年です。

番号 7 計 1 筆、6,338 m²

総額 34,000 円、期間は 5 年です。

続きまして、番号 8 は新規に設定です。

計 6 筆、13,404 m²

単価は 2 筆が 5,000 円、4 筆が 10,000 円で、期間は 5 年です。

申請地はこれまで所有者世帯の自作地でしたが、農業に従事していた貸人の配偶者亡くなったことで、これまでどおり農地を管理していくことができなくなったそうです。そのため借り手を探したところ、番号 8 と番号 10 の借人が作るということで話がまとまったとのことでした。

続きまして、番号 9 は貸人、借人ともに同じ集落の方です。

計 3 筆、6,618 m²。

単価は 15,000 円、期間は 5 年です。同一人と再設定です。

続きまして番号 10 は新規に設定です。利用権設定の理由は、さきほど番号 8 で説明したとおりです。

計 12 筆、45,605 m²。

単価は 15,000 円、期間は 5 年です。

続きまして、番号 11 以降は同一人と再設定です。

番号 11 から 15 の借人は同一人です。いずれも単価は 19,000 円で、期間は 10 年です。

番号 11 計 6 筆、2,129.78 m²。

番号 12 から番号 15 までの貸人はすべて同じ集落の方です。

番号 12 計 1 筆、1,347 m²

番号 13 計 6 筆、3,942 m²

番号 14 計 2 筆、11,296 m²

番号 15 計 2 筆、4,655 m²

続きまして、番号 16 と 17 の借人は同一人です。単価は 15,000 円、期間は 5 年です。

	<p>番号 16 計 4 筆、3,497 m² 番号 17 計 1 筆、3,245 m² 最後に、 番号 18 計 2 筆、9,065 m² 米 660 kg の物納で、期間は 5 年です。 以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。 ただいまの事務局説明に対して、何か質問意見等がございますか。 (質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。 (委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 4 月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。</p>